

岡中維 第 138号

平成27年6月1日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成27年1, 2月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

注意事項

- 1 通知方法は、eメールでお願いします。
- 2 改善措置状況の通知は、地方自治法第199条第12項の規定により公表されます。
- 3 委員会は、委員長（又は会長）でお願いします。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（平成27年1，2月実施分）

中区役所維持管理課

指摘事項

1 収入事務について

平成26年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が道路占用料において83万円余（収納率20.3%）認められました。

また、土木費雑入の違約金（滞納繰越分）において調定の遅れとともに収入未済額が19万円余（収納率0%）認められました。

債権管理を徹底のうえ、今後とも未収金の解消に格段の努力をしてください。

また、道路占用料においては現年度分についても滞納繰越を生じないように要望します。

改善措置状況

1 収入事務について

道路占用料の滞納繰越分については、督促、納付交渉を厳重に行い着実に収納しております。

平成27年5月末現在 収入未済額 153,940円（収納率81.5%）

なお、現年度分については滞納繰越を生じないように、努力してまいります。

また、土木費雑入の違約金（滞納繰越分）は、工事契約会社の実質的な倒産に伴うものであり、資産状況からみて回収は困難な状況であります。今後、ねばり強く支払いを求めていきます。あわせて調定の遅れが生じないようにいたします。

平成27年5月末現在 収入未済額 197,925円（収納率0%）

岡中総第 272 号

平成27年 6月 8日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成27年1, 2月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（平成27年1，2月実施分）

中区役所総務・地域振興課

指摘事項

○ 郵便切手等の保管について

一部の額面の切手について、郵便切手等受払簿に記載されておらず、残数が合致しないものが認められました。

郵便切手等は換金可能で現金と同様の管理が求められることから、受払簿への記載をより一層適正に行っていただくとともに、定期的に受払簿の記載内容と残数についてチェックを行うなど、適正な管理に努めてください。

改善措置状況

ご指摘のありました郵便切手等の保管につきましては、現金と同様の管理が求められることから、以下の改善措置を行いました。

- 1 郵便受払簿の様式に受入枚数を記入する欄がないことが、一時的に残数が一致しない原因となっていたため、様式を改善しました。
- 2 郵便切手等の用途・宛先を詳しく記載できるように、様式を改善しました。
- 3 切手を使用する際には、使用枚数及び残枚数を受払簿に機械的に記入するのではなく、実枚数との照合を行うよう徹底しました。
- 4 従来は、月初めに郵便受払簿の残枚数と実枚数を照合していましたが、一週間に1回照合するように改めました。